

令和6年 第5回

教育委員会定例会会議録

とき 令和6年5月14日

品川区教育委員会

令和6年第5回教育委員会定例会

日 時 令和6年5月14日（火） 開会：午後2時4分
閉会：午後3時32分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき
教育長職務代理者 吉村 潔
委 員 海沼 マリ子
委 員 稲垣 百合恵
委 員 濱松 誠

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 舩木 秀樹
学 務 課 長 柏木 通
指 導 課 長 中谷 愛
教育総合支援センター長 丸谷 大輔
特別支援教育担当課長 唐澤 好彦
品川図書館長 河内 崇
学校施設担当課長 荒木 孝太
統括指導主事 齊藤 隆光
統括指導主事 升屋 友和

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 田島 希望
書 記 宗方 碧

傍 聴 人 数 4名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 第31号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）
- 陳情審査1 教科書採択に当たって、教師の教科書閲覧の保障に関する陳情
- 陳情審査2 教科書採択の展示会場に関する陳情
- 陳情審査3 教科書採択に当たって、教師と区民の意見の尊重と、区民の知る権利に関する陳情
- 協議事項1 6月補正予算について
- 報告事項1 第1回品川区教育振興基本計画策定委員会の実施報告について
- 報告事項2 令和6年度新入学学校別増減要因一覧について
- 報告事項3 いじめの重大事態の結果報告について
- 報告事項4 事務局職員の任免等について（休職）
- その他 令和6年6月の行事予定について

令和6年第5回教育委員会定例会

令和6年5月14日

【教育長】 ただいまから、令和6年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に、海沼委員、吉村教育長職務代理者を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

初めに会議の持ち方についてですが、日程第1、第31号議案、幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）、日程第4、報告事項4、事務局職員の任免等について（休職）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第2、陳情審査1、教科書採択に当たって、教師の教科書閲覧の保障に関する陳情、日程第2、陳情審査2、教科書採択の展示会場に関する陳情、日程第2、陳情審査3、教科書採択に当たって、教師と区民の意見の尊重と、区民の知る権利に関する陳情、これらの議案は一括して説明をお願いし、質疑の後、それぞれ取扱いを決定したいと思います。

本件は初めての審査でありますので、書記より朗読をお願いします。

書記。

【書記】 それでは、陳情書を読み上げます。教科書採択に当たって、教師の教科書閲覧の保障に関する陳情。

陳情の趣旨。今年の夏は、来年度採用の中学校教科書の採択があります。

実際に採択するのは教育委員会ですが、教育委員会では、採択に当たって、教室で実際に教科書を使って子供たちに教えている教師たちや保護者を含め、広く区民からの意見を集め、それを参考にして採択する方法を取っています。それはとても大切なことだと思います。多忙の中、手間暇をかけて、そのような手順を踏んでいることに敬意を表します。

しかし、現在の学校現場は多忙で、教師たちは大変な仕事量を抱えているために、教科書展示会場に足を運ぶゆとりもないほどです。それでは教育委員会が採択のために教師たちの意見を参考にしたくても、参考にするだけの意見が十分に集まらない状況になってしまうのではないのでしょうか。

また、昨年度の小学校の採択では、展示会場開催期間中でまだ意見集約中に、一部の教科の仮採択が行われてしまいました。今年はこのようなことがなく、少しでも多くの現場の教師の声を教育委員会の採択時に生かすことができるように、以下のとおり陳情いたします。

陳情項目。教科書採択に当たって、教師の教科書閲覧の保障の工夫をし、全中学校から意見集約をして、教科書採択に生かしてください。以下に、工夫の例を示します。

①全中学校に教科書見本を数日ずつ回覧する方法。

②5地区の中で交通の便のいい中学校内に展示会場を設置する方法。

校内は教師のみが閲覧可能にすれば、会場の人手が必要なくできる。

③全学校が校内行事に閲覧日を設定し、教師に閲覧時間を確保する方法。

④教育委員会が全中学校に、全ての教科書についての意見を求める方法。

⑤提出された意見は、教育委員の方が全員読めるように採択前に開示する。

以上。

続いて、次の陳情書を読み上げます。教科書採択の展示会場に関する陳情。

陳情趣旨。今夏は、来年度から使用する中学校教科書の採択があります。教科書は言うまでもなく子供の人格形成に大きく左右します。したがって、どの教科書を選ぶのか重要です。私たちは、子供が個人として尊重され、人格の完成を目指す目的をしっかりと育むことができる教科書を望んでいます。

日本では、子供と日々接し、授業でその教科書を使用する教師自身が教科書を直接選ぶことができません。各自治体の教育委員会が採択します。そこで、教育委員会が採択するに当たって、教員、そして区民の意見を十分に聞き取り、採択に反映するために教科書展示が行われます。

この教科書展示の目的を生かすためには、教員、区民に教科書展示を周知し、教員や区民が直接教科書を手に取ることができ、1人でも多くの意見を集約できる手だてを教育委員会が行うことを求め、陳情いたします。

陳情項目。教科書の展示会場についての以下の改善を求めます。

①展示会場を従来の2か所にとどまらず、増設することを求めます。

区民向け展示会場として、区庁舎、きゅりあん、中小企業センターなどを利用する。部屋あるいは、休憩スペースなど工夫してください。

②23年度の展示会場では、案内掲示が見つけにくい状況がありました。今回は、建物や会場の入り口に「教科書展示会場」の案内を見やすく掲示してください。

③今回の展示会場では、閲覧し、意見を記入するための机、椅子、筆記用具などの必要なものを設置してください。

以上。

続いて、次の陳情書を読み上げます。教科書採択に当たって、教師と区民の意見の尊重と、区民の知る権利に関する陳情。

陳情趣旨。今年の夏の中学校の教科書採択に当たって、子供の健やかな成長を願っている区民として、教科書採択がどのように行われるかを見て、知ることは重要だと考えています。

子供たちが真理を探究し、自分の頭で考えることができる人間に育っていく上で、どのような教科書を選び、どのような教科書で学ぶかは、子供の人格形成に関わります。区民として教科書採択は最大の関心事です。

しかし、従来は、教科書展示会場が不便なところにあるなどで、閲覧も少人数で、区民や教員の教科書に対する意見も知らぬまま、いつの間にか教育委員会で採択されていました。分かりやすい教科書展示会で閲覧したいです。また、区民や専門職の教員の教科書に対する意見を知ることは、区民の大事な知る権利です。教科書採択の教育委員会で、私たち区民の知る権利が保障されることを願って、以下陳情いたします。

陳情項目。

- 1、教科書採択は、展示期間が終了してから行ってください。
 - 2、区民の意見や、現場の教員の意見は、事前に全ての教育委員に開示し、傍聴人にも分かるようにしてください。
 - 3、教科書採択に関する教育委員会は、各教育委員の発言が傍聴する区民にはっきり聞こえるように、必ずマイクを使用してください。
 - 4、教育委員会の傍聴は、30人以上が入れる傍聴席を設けてください。
- 以上で終わります。

【教育長】 それでは、本件につきまして、事務局より一括して説明をお願いします。
教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、3件の陳情をいただいておりますが、それぞれの内容について、区の考え方について説明をいたします。

まず、教科書採択に当たって、教師の教科書閲覧の保障に関する陳情についてでございます。5点いただいております。

教科用図書の展示用に供給されている見本本には限りがありますので、展示会場を増やすことは難しい状況です。そのため、教科書センターを含む区内の会場2か所で展示しております。

また、教科書展示は、教員だけでなく広く区民に公開するために行っております。よって、教師のみが閲覧できる展示会場の想定はしておりません。

続いて、勤務時間内に教科書展示会に出張することは想定をしておりません。本区の展示会場は、週休日であっても開催しておりますので、教員の自主的な判断で閲覧することは可能となっております。

教員の中には、教科書の著作や編集に関わっている者もあり、全教員が教科書を閲覧し、意見を提出することは、公正・公平な採択をする上で支障があるため適切ではないと考えております。

それから、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者に該当しない者で組織する教科用図書調査検討委員会が作成した研究資料を基に、採択権者が責任を持って採択することが重要となります。したがって、展示会で提出された意見を採択前に開示することは適当ではないと判断しております。

続いて、教科書採択の展示会場についての陳情についてです。3点いただいております。

1点目の展示会場の増設については、先ほど説明したとおりでございます。

続いて、令和5年度の教科書展示会場においても、入り口に掲示はしておりますが、今後とも案内の工夫には努めてまいります。

また、御意見の記載に必要な物品の設置につきましても検討をしてまいります。

続いて、教科書採択に当たって、教師と区民の意見の尊重と、区民の知る権利に関する陳情についてです。4点のうち、前半2件について、私から説明をいたします。

教科書採択は、教科用図書調査検討委員会が作成した研究資料を基に、採択権者の責任で行うものです。また、教科書展示会は、教員、教育関係者はもとより保護者等広く区民に教科書を公開することを目的としており、採択と展示会を並行して行うことに問題はないと考えています。

教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者に該当しない者で組織する、教科用図書

調査検討委員会が作成した研究資料を基に、採択権者が責任を持って採択することが重要です。したがって、展示会で提出された意見を採択前に開示することは適当ではないというふうに判断してございます。

センターからは以上でございます。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 私からは、同陳情審査の陳情項目3番、4番について御説明いたします。

まず、3番の「教科書採択に関する教育委員会は、各教育委員の発言が傍聴する区民にはっきり聞こえるように、必ずマイクを使用してください」という部分でございますけれども、まず本教育委員室の広さにつきましては、品川区区議会の運営におきまして、現在、マイクを使用していない議会棟の各委員会室とほぼ変わらない広さでございます。

こうした環境の下に、これまで教育委員会の運営におきましては、従来、発言者には可能な限り、はっきり、かつ明瞭に御発言していただくことをお伝えしているところでございますので、今後もそのことに努めてまいりたいと考えてございます。

次に、陳情項目の4番でございますが、教育委員会の傍聴は30人を上限とした傍聴席を設けております。

本教育委員会におきましては、教育委員会傍聴規則により、傍聴人、1回につき30人までと規定されておりますが、傍聴人が30人を超えた場合には、公平な方法による抽選とし、傍聴をお断りした方には、次第のみを配布し、配布した次第は回収しないものとしております。

こうした中、過去の例を鑑みますと、議題が教科書採択を取り扱う委員会の際には、傍聴人の増加傾向が認められるケースもございますが、その他につきましては、ほぼ30人を超える傍聴実績はない状況となっております。

参考としまして、品川区議会の運営におきましては、教育委員室とほぼ同等の規模の委員会室で行われる常任委員会の傍聴人の定員が10名となっております。

こうした取扱いとの均衡を踏まえますと、教育委員会の傍聴定員30名につきましては、妥当性が高いものであると考えられること、また、物理的に30人を超える傍聴人を受け入れられるだけの傍聴席スペースの確保と、それに伴う教育委員会運営の環境整備の両立が困難であると考えられます。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。これより一括して審議を行います。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 確認といいますか、教科書採択については、文科省の検定を通してきているというそういう教科書であるということを踏まえて、採択権者、この教育委員会としては、専門性を有する委員会、教科用図書調査検討委員会、あるいは、その下の教科書調査研究会、こういったところで現場の先生方が見て、上がってきた資料というものはあります。

ですから、採択権者としては、それを参考に、あくまでも参考に、採択権者である教育委員の責任を持って、学習指導要領の趣旨であるとかそういったこと、あるいは品川の生徒が使うに当たっては、どういう教科書が分かりやすく楽しいかと、そういったことで

判断していくということによろしいでしょうか。その確認です。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 今、吉村委員がおっしゃったとおりでございまして、採択権者である教育委員の皆さんに、公正・公平な観点で採択していただくものと捉えております。

以上でございます。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 ほかにはございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

教科書展示の場所が2か所ということなのですが、感覚的にはもう少しあってもいいのかなと思うんですけど、それがいきなり5個とか10個じゃなくても、1個でも増えて、関係の方々が、区民の方々がとか見られるようになったらいいかなと思うんですけど、そのあたりはどう考えておられますか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 見本本の数に限りがありますので、現時点では2会場ということで例年行っているんですが、この見本本の確保がよりできるということであれば、会場を増やすことも検討していきたいというふうには考えております。

【濱松委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 質問が1つありまして、展示会自体の目的が多分認識がずれてしまっているのかなというのがちょっと気になったので確認させていただきたいんですけど、展示会というのは、意見を聞いて、それを採択に生かすためのものではなくて、あくまでも知る権利ということで、こんな教科書の中から選びますよということを周知するという目的という認識でいいのかなということと、あと、それでしたら、その御意見というのはどこに活用するためにアンケートをいただいているのかなということが伺いたいということと。

あと、見本誌が足りないという件なのですが、少し調べさせていただいたら、やっぱり港区さんとか新宿区さんとかも、二、三か所なんですよ。多分、そのほかの区でも、もしかしたらこういう要望があるのかなというような気がするので、ほかの区で見本誌を増やしてほしいみたいな話とかはあるのかなというのと、それで見本誌を増やしていただくということが可能なのかなということを少し伺えたらと思います。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 教科書展示会の目的というところでございますけれども、教員や教育関係者はもとより保護者等、広く都民また区民に教科書を公開することを目的として、これは毎年度実施しているものでございます。ですので、そこで意見をいただいて、それを基に採択するという趣旨で展示会は開催しているわけではないということになります。

アンケートを置かせていただいているんですけども、例えば、その御覧いただいた教

科書についての御意見をいただくこともございますし、幅広く、どの教科ということではなくて、「最近の教科書はこうなんですな」というような御意見をいただいたり、また、展示会場そのものの展示についての御意見もいただくことがございます。そういったものを教育総合支援センターでは、次回の教科書展示会に環境整備的なところは生かしていくというところです。

また、採択事務が終了した段階で、いただいた意見につきましては、集約して、教育委員会でも御報告差し上げているというものになっております。

以上でございます。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかには。

【稲垣委員】 すみません、もう1個。

【教育長】 どうぞ、稲垣委員。

【稲垣委員】 すみません。申し訳ないです。少し気になったのは、教科書の採択に関して、子供の意見が入る余地というのはあるのかなというのがちょっと気になっていて、最近やっぱり子どもの権利みたいなお話も、結構、都のほうでもされていて、子供の意見を聞いて、いろんなことを子供のことを決めるということがあるので、教科書を選ぶのにも子供の意見もやっぱりあるんじゃないかなというのは、一番使うのはやっぱり子供なので。

例えば、ちょっと子供に聞いたところでは、やっぱり図とか写真が多いといいとか、あと文字が多過ぎると眠くなるとか、あとはQRコードで動画と連動していたらもっと分かりやすいとか、あとiPadで、同じ内容がiPadでも入っていると、教科書を毎日持ってこなくても家で勉強ができるなどか、いろいろ学びの内容というよりは、その使い方の部分で子供にも何か意見があるんじゃないかなと。

子供自身もいろんな教科書があるということを知るといのはすごく大事なことだと思っていて、やっぱりいろんな考えの人がいるよということを市民課とかでも教えてらっしゃると思うので、子供にも教科書を見せてあげる、いろんな教科書を見せてあげて、どんな本がいいかなというのをアンケートでもいいので、ちょっと聞けたら面白いのかなということ 생각합니다。

保護者にも見ていただくという意味では、今、結構、学校では保護者メールがどこもあるので、そういう保護者向けにメール配信などで、今、教科書を公開していますよみたいなことを周知してあげると、知る権利というか、この存在自体を知らない人も多いと思うので、いろんな方にも広く伝わるといいのではないかなと思います。

あと全然関係ないですけど、委員会のあれとして、聞き取りやすいように頑張りますので、もし聞きづらいことがあれば御意見いただければと思います。すごく丁寧な議事録を残していただいているので、議事録が公開されたところで、もう一回見ていただくといいのかなということもちょっと思いました。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 すみません。先ほど見本本と展示会場の数ということで、

他地区の状況ですけれども、やはり2か所、3か所というところが多いように、こちらでも把握はしているところです。ですので、これは全国的な話だと思いますけれども、見本が増えれば、そこは会場を増やすことも検討していきたいと考えております。

また、子供の意見ということで大変貴重な意見をいただきました。現状では、指導に使う教員で組織する調査検討委員会がございます。また、研究も行っておりますので、日常的に教科指導で関わっている教員からの意見を調査資料に盛り込むということで、一定程度、子供の反応を予測しながらやっているというのが現状のところですよ。

また、保護者向けの周知というところでは、ホームページに載せることや、現在、広報しながらのほうにも、展示会を開催しているということで、この採択年度については広報でも周知をしているところですので、そういった情報を御覧いただければというふうに考えております。

以上でございます。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにはございますか。

海沼委員。

【海沼委員】 皆さん、いろいろ御意見いただいたんですけども、やはり展示会場で皆さんがいらしたときに、案内とか環境整備については、また再度よく検討していただきたいなと思いましたので、よろしく願いしたいと思います。

【教育長】 では、ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、まず、教科書採択に当たって、教師の教科書閲覧の保障に関する陳情の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらか発言をお願いします。また、結論を出すのであれば、採択か不採択等、その結論についても御発言ください。

では、吉村職務代理者からお願いします。

【吉村教育長職務代理者】 本日、結論を出すということで、不採択でお願いしたいと思っております。

【教育長】 では、次、稲垣委員をお願いします。

【稲垣委員】 本日、結論を出すということで、不採択とさせていただくんですけども、貴重な意見をいただいて、とてもありがたいと思いますので、ぜひ展示会の周知とか会場の整備はしっかりお願いしたいこと、見本誌も増やしていただくことも検討して、継続して、そこは考えていただければなと思います。あとは、たくさんの方に展示会に足を運んでいただけるように、周知とか、そのあたりのこともお願いしたいと思います。

以上です。

【教育長】 では、海沼委員。

【海沼委員】 本日、結論を出すということで、不採択ということでお願いいたします。

【教育長】 では、濱松委員。

【濱松委員】 本日、結論を出すで、不採択でお願いします。稲垣さんと同じですけども、姿勢として、多くの人に見てもらえるようにしてもらえたらなと思います。

【教育長】 吉村委員と、海沼委員、不採択の理由は、先ほどの同意見ということでよろしいですか。

【吉村教育長職務代理者】 はい。

【海沼委員】 はい。

【教育長】 分かりました。

私も結論を出すで、不採択でお願いしたいと思います。御指摘いただいている改善できることについては、改善していただくというのがありますが、そもそもの教科書展示の目的からして適切に対応されていると思いますので、不採択でお願いしたいと思います。

それでは、本陳情については結論を出すとの意見でまとまりましたので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは本陳情については、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれ御意見を伺いましたので、本件について採決を行います。教科書採択に当たって、教師の教科書閲覧の保障に関する陳情について、お諮りいたします。本件を不採択とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、異議なしと認め、不採択とすることに決定します。

それでは、次に、教科書採択の展示会場に関する陳情の取扱いについて、意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらか発言をお願いします。また、結論を出すのであれば、採択、不採択等、その結論についても御発言ください。

では、吉村職務代理者からお願いします。

【吉村教育長職務代理者】 結論を出すということでお願いします。不採択ということでもお願いします。展示会場の案内とかそういうところは、すぐにでも工夫できる点があると思うので、そういうところは工夫していただくということで、ただ、根幹の採択権者が責任を持って、公平・公正に責任を持って採択するという趣旨がこの教科書採択では一番重要なことだと思いますので、結論としては、不採択ということでお願いしたいと思います。

【教育長】 では、稲垣委員。

【稲垣委員】 結論を出すということで、不採択とします。先ほど申し上げたとおり、増やすことも今後継続して検討していただいて、あと本当に表示に関しては、分かりやすく意見を記入しやすいように、多分すぐできることだと思うので、それは、できる限りのことはやっていただきたいなと思います。

【教育長】 では、海沼委員。

【海沼委員】 結論を出すということで、不採択ということで。今、稲垣委員がおっしゃったとおり、やはり展示会場では閲覧しやすいように、また記入しやすいようにセッティングをお願いしたいと思います。

【教育長】 では、濱松委員。

【濱松委員】 本日、結論を出すで、不採択です。皆さんと一緒にです。

【教育長】 では、私も結論を出すで、不採択でお願いしたいと思います。先ほども申し上げましたが、会場の工夫はしていただきたいと思いますが、陳情自体は不採択でお願いしたいと思います。

それでは、本陳情については結論を出すとの意見でまとまりましたので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは本陳情については、本日、結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれ御意見を伺いましたので、本件について採決を行います。教科書採択の展示会場に関する陳情について、お諮りいたします。本件を不採択とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、異議なしと認め、不採択とすることに決定いたします。

それでは、最後に、教科書採択に当たって、教師と区民の意見の尊重と、区民の知る権利に関する陳情の取扱いについて、御意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらか御発言をお願いします。また、結論を出すのであれば、採択、不採択等、その結論についても御発言ください。

吉村職務代理者からお願いします。

【吉村教育長職務代理者】 本日、結論を出すということで、不採択でお願いします。先ほども申し上げたように、公平・公正という観点から、委員の責任としては重くなりますけれども、この教科用調査検討委員会、あるいは、その下部組織による教科書調査研究会、こういったところから上がってくる資料を参考にしながら、委員の責任で決めていくということが、この教科書採択の趣旨だと思っておりますので、不採択でお願いいたします。

【教育長】 稲垣委員。

【稲垣委員】 結論を出すということで、不採択ということでお願いします。こちらも同様に、この展示会場が採択のために意見を伺っているものではないということと、それから教育委員会の運営に関しては、こちら委員がみんななるべく分かりやすいように発言するように気をつけさせていただくということで、御了承いただければと思います。

以上です。

【教育長】 海沼委員。

【海沼委員】 本日、結論を出すということで、不採択ということでお願いいたします。教科書採択は一般の方にも関心があると思いますので、また傍聴についてとか、規則にのっとり対応していただきたいと思います。

【教育長】 では、濱松委員。

【濱松委員】 本日、結論を出すで、不採択でお願いします。吉村さん、稲垣さんと言われたとおりです。

【教育長】 私からも、結論を出すで、不採択でお願いします。先ほども申し上げましたが、教科書展示の目的からして必要な対応はやっているということと、あと、この委員会の運営については、できるだけはっきりと発言を行っていきたいと思います。

それでは、本陳情については、結論を出すとの意見でまとまりましたので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは本陳情については、本日、結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれ御意見を伺いましたので、本件について採決を行います。教科書採択に当たって、教師と区民の意見の尊重と、区民の知る権利に関する陳情について、お諮りいたします。本件を不採択とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、異議なしと認め、不採択とすることと決定します。

次に、日程第3、協議事項1、6月補正予算について。本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としましては会議の扱いについてどのように考えますか。

庶務課長。

【庶務課長】 6月補正予算につきましては、区議会の議決前の案件であり、適正かつ公正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

以上です。

【教育長】 庶務課長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では、異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第4、報告事項1、第1回品川区教育振興基本計画策定委員会の実施報告について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、報告事項1、第1回品川区教育振興基本計画策定委員会の実施報告について、御説明いたします。資料6を御覧ください。

令和6年第1回品川区教育振興基本計画策定委員会を令和6年4月26日金曜日の午前9時25分より、品川区役所本庁舎議会棟6階、第1委員会室において開催いたしました。

出席者の状況は、資料にあるとおりです。委員の名簿につきましても、資料6の裏面に委員名簿をおつけしておりますので、御参照いただければと思います。

次第にお戻りいただきまして、3番の次第でございますが、初回でありましたので、冒頭に教育長挨拶、それぞれの委員紹介の後、委員長・副委員長の選出を行いました。

主な議事の内容でございますが、①としまして、まず、審議の進め方では、審議の状況を区民の皆様に明らかにするために会議を原則公開とし、会議の傍聴を可能なものとする事で御承認をいただきました。

また、計画策定のスケジュールでは、計画素案の決定を予定している令和7年1月までに計5回の策定委員会を開催し、計画の骨子案や素案について、個別に審議いただくことを予定していること。また、9月から10月頃に、議論の中間結果をパブリックコメントにかけ、広く区民から御意見をいただくこと。加えまして、令和5年4月に施行された、こども基本法において、子供に関する施策を決める際には、当事者である子供たちの意見を聞くことが、自治体の責務として義務づけられておりますので、パブリックコメントと並行し、子供たちへの意見聴取も実施していくことを御説明し、承認をいただきました。

また、議事の②といたしまして、教育振興基本計画に係る国と区の現況説明を行った上

で、今回の品川区教育振興基本計画の策定に当たっては、品川区の教育大綱が掲げる基本理念にのっとり、基本理念をきちんと踏まえつつも、国や都からも新しい教育ビジョンが出ておりますので、そこを参酌しながら、これからどういったことが子供たちの能力として必要なことなのかというところを踏まえつつ、大きなビジョンを示すとともに、それを具現化していく施策を体系的に示していけるものにしたいと、こういった考えであることを御説明し、各委員に御了承をいただきました。

議事の③では、計画策定の骨組みとなる、品川区教育振興基本計画における施策体系案について、事務局から提案を行い、各委員それぞれのお立場から、大きな方向性として、どういった教育政策の在り方が望まれるのかといった思いや御意見、感想をいただき、最終的に、本日の資料6の2ページの裏面にございます施策体系について、委員の御承認をいただきました。

今後は、この施策体系に基づき、事務局案を示し、計画策定に向け議論を深めていくことを予定しております。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 今、一番最後に御説明いただいた、この「品川区教育振興基本計画 施策体系」、これは、今、この委員会の中で承認されたということでした。もちろん、ここに書いてあることでいいと思うのですけれども、例えば、「ウエルビーイング」であるとか、「誰1人取り残さない」であるとか、こういった部分は、言ってみれば、国が言っていることなんですよ。これはあくまでも品川区教育振興基本計画なので、これを見たときに品川区の教育なんだというのが分かる部分が本当は必要なのかなというのは思いました。

この施策体系はこのままであっても、ぜひ、この下の部分において、品川の教育というのが、これまでずっと取り組んできたことがあるわけですので、こういった国から言っていること、あるいは東京都が言っていることも参考にはもちろんすると思いますけれども、品川のオリジナル性というか、そういったものをぜひこの委員会の中でも御検討いただけるといいかなというふうに思いました。

以上です。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 ただいま吉村委員から御指摘いただきましたとおり、施策体系案は資料にお示ししているとおりでございますが、まさに品川区の教育は先進的な取組をこれまで進めてきており、品川区らしさの教育というか、そういった施策展開につきましても、しっかりと落とし込めるように、これから策定委員会の中でもいろいろ議論を深めていきたいと思っておりますので、そういったことで進めてまいりたいと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

吉村さんと同じというか似ていて、独自性は何なのかというところがやっぱりとても大

事です。そのときに、品川区は、品川はどこに重点を置いてやるんですかという、玉虫色にとか総花的になってはいけないと思うので、重点とイコール独自性にはなると思うんですけどというところは、極めて重要なとは。

もう一点、最近というか、つい昨日、先日の中教審の話で、現場の教員働かせ放題みたいな話、いろんな政治の層も入りますから、今日はそこを詳しくは私自身も自分の立場を申し上げるのは難しいところであるんですけど、やっぱりまず子ども、それから現場の先生、もちろんそのほかの関係の方々にとって、品川区はこのスタンスでやっているんだなというのが分かったら、ウエルビーイングとか森澤さんとかが言っているとしても、そこをやっているんだなというのが、より分かったら一貫性があるし、子供たちも、それから先生方の、ある意味、ウエルビーイングという言葉を使うならば、それも分かったと思いますから、ぜひ、そこは、この委員の皆様頑張ってくださいなと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにはございますか。よろしいですか。

それでは、本件は了承いたします。

次に、日程第4、報告事項2、令和6年度新入学学校別増減要因一覧について、説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、令和6年度新入学学校別増減要因一覧について、御報告をいたします。すみませんが、資料のほう本日差し替えをさせていただきましたが、上に「差し替え」と書いてあるものを御用意いただければと思います。

資料の表面が、小学校・義務教育学校（前期課程）の新1年生、裏面が、中学校・義務教育学校（後期課程）の新7年生の増減要因をまとめたものでございます。

学校ごとに、令和5年、昨年（令和4年）の10月1日現在の住民基本台帳上の通学区域内の児童・生徒数が、実際に4月に入学するまでに、どのような要因で最終的に入学が決まったかということを示している表となります。なお、一番右の入学人数につきましては、4月1日現在の人数で作成しておりますので、御了承ください。

それでは、表面の小学校・義務教育学校（前期課程）、新1年生についてです。

表の見方でございますが、左の校名の横が、令和5年10月1日現在のそれぞれの通学区域内の住民登録上の入学予定人数になります。

その右から、増要因がそれぞれ記載しております。増要因の一番左の「学校選択実績（a）」、こちらは学校選択でほかの通学区域から希望申請され、実際に入学された児童数になります。希望申請をしましたが、入学できなかった、または、されなかった児童については、こちらの数には入ってございません。なお、城南小学校でございますが、就学人口の増加により、今年度も希望申請の対象外となっております。

増要因の「その他」「指定校変更」「区域外就学」「転入」等、それぞれの増要因をこちらに記載しております。（a）から（e）までの合計が、増要因の「小計（B）」となります。

表の右側でございますが、減要因がそれぞれ記載しております。

減要因の一番左、「学校選択実績（f）」、こちらは、先ほど言いました増要因と逆で、学校選択でほかの学校を希望申請されて、実際に入学された児童数となります。

その右の「国公立」「私立」は、それぞれ区立学校以外の学校に入学された人数となります。

す。

そのほか、「指定校変更」「区域外就学」「転出」等、それぞれの要因を記載しており、(f)から(1)までの合計が、減要因の「小計(C)」となっております。

こちらの最終的な入学者数が、一番右の令和6年4月1日入学者数(D)となっております。

品川区立学校の今年度の合計でございますが、表の一番下、昨年の10月1日現在の入学予定人数が3,259人、希望申請で入学された方が415人、最終的に品川区立学校に入学された方、こちら表の一番右になりますが、2,935人となっております。

続きまして、裏面、新7年生でございます。

表の見方は、新1年生と基本同じでございますが、中学校・義務教育学校(後期課程)では、欄に、「義務教育学校学区外進級数」、増要因では(b)、減要因では(h)という項目がございます。

義務教育学校ですが、就学期間が9年の学校になりますので、前期課程に就学されている方は、通学区域外であっても、そのまま後期課程に進級することができます。

こちらの項目は、前期課程の6年生に通学区域外からの方が何人いるかをまとめたものとなっております。人数としては、それぞれ差引きになりますが、一番下を見ていただくと、(b)、(h)ともに153人となっております。

新7年生の合計は、表の一番下で、昨年10月1日現在の入学予定者数が2,875人、希望申請で入学された方が395人、最終的に品川区立学校に入学された方が1,654人となっております。

私からのご報告は以上となります。

【教育長】 質疑はございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 すみません。まだ教育委員になって短いから分からないのですが、リアルのこの数字、ファクトという意味では大事だと思いますけど、今後の要望として、ポイントが何なのかというところと、そのポイントが、教育委員会の事務局のほうで、プロコンでも、メリット、デメリットでも言い方あれですけど、懸念事項なのか、いや、これはプラス、ポジティブに働いていますということを、ここ、上でも下でもいいんですけど、1行、丸ポチで3つですとか、5つですとか、もしくは、そこはハイライトにしてくださいとかというのがあると、ありがたいなと。

説明は、ごめんなさい。これは私だけかもしれませんが、そこだけでよくて、「あとは、これを見ておいてください」ということに、私はしていただく、私はというか、していただいたほうが効果的なんじゃないかなと思いました。

以上です。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 メリットですとかポイントにつきましては、ちょっと検討させてください。すみません。こちら、増減要因を出している理由でございますけれども、希望申請の結果、国立・私立ですとかの就学する方の状況の把握、そして、また、区全体で経年で把握していることで、今後の就学人口、実際、区立学校に入る推計をする際の予測のために取っているというところと、こういう動向を見まして、区の施策をどう打っていくかとい

う部分の参考とするために、こちらの資料としては出していることになります。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

すみません。質問の前にというか、質問を言わずに要望だけ言って申し訳ないのですが、まさにおっしゃるとおりだと思っていて、経年で見ること、対策のために、これが必要ならば、その対策を仮説として、現場の声を聞いて変えていただく。あるいは、仮説として、こういうことを今のうちにやっておかないといけないと思うのだけれどもみたいなことを、繰り返しになりますが、ポイントだけでも書いておいてもらえると議論しやすいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにはありますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 すみません。今の流れの話なのですが、去年とかおとしに比べて、今年、国立・私立に行った子が小学校と中学校に関して増えているのか、減っているのか、増加傾向なのか、減少傾向なのかみたいなことが分かったら、それと、何か思い当たる理由がもしあれば、教えていただきたいなと思います。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 国立・私立の率でございますが、今年度、新1年生で言いますと、国公立が0.6%、私立が6.2%。ちょっと切り捨ての関係がございますので、国公立・私立合わせて6.7%です。昨年度が合わせて7.1%でしたので若干の減という形ですが、ここ数年見ると、大体7%弱ぐらいで推移しておるので、例年ぐらいという感じかと思えます。

新7年生につきましては、国公立については、今年度は1.8%、私立が38.8%、合わせて40.6%ということで、国公立のほうは、昨年度に比べると、0.4%の増、私立ですと、1.7%の増という形になっていますので、昨年度より増えているという状況でございます。

過去を見ますと、徐々にではございますが、新7年生については、国公立・私立の率は増えているという状況かと思えます。

理由でございますが、正直なところ、そういう方がどういう理由で私立をとというのは聞いていないので、そこは何とも言えないところはございますが、品川区は大型マンションとかの関係がございますので、ある意味、ちょっと価格的に高い部分があります。何となくそういう御家庭ですと、私立志向がちょっと強いのかなというのがありますが、そういうことでは転入者に伴っての増ではないかというふうには考えてございますが、ちょっと正確なところは把握はしてございません。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにはございますか。

吉村委員。

【吉村教育長職務代理者】 質問ではないんですけど、これは非常に貴重なデータだと思っておりまして、学校選択については、毎年こういう実績で定着してきているんですけ

ど、学校選択と、先ほど学務課長がお話しされていた施策、これが次どういう手を打っていくかというところにつなげていけないといけないデータだと思うのですよね。

施策というより、もっと具体的に言うと、学校支援、各学校が、この選択において、どういう状況にあるかというところをこれは見られるわけなので、それによって、学校をどう支援していくか、支えていくかという、そういった意味での資料として、これは学務課だけじゃなくて、全課でこの資料を活用していただくといいかなというふうに思いました。以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

では、なければ、本件は了承いたします。

次に、日程第4、報告事項3、いじめの重大事態の結果報告について、本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としましては会議の扱いについてどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 いじめの重大事態の結果報告についてにつきましては、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議、報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたします。

次に、日程第5、その他、令和6年6月の行事予定について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 その他、令和6年6月の行事予定について、資料10を御覧ください。

1学期の学校訪問予定を合わせまして、令和6年6月の行事予定についてお示したものでございます。

6月11日火曜日には、13時から学校訪問を行っていただきまして、記載してありますとおり、「豊葉の杜学園」それから「第二延山小学校」、それぞれ2名の委員と教育長、それから第二延山につきましても、2名の方と教育次長で御訪問いただきまして、15時から、教育委員会定例会を開始したいと考えております。

6月25日につきましては、通常どおり14時から定例会を予定するものでございます。簡単ではございますが、説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

それでは、令和6年6月の行事予定については、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件は了承いたします。

先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退出願います。

—— 了 ——